6 議案第7号関係

おいらせ都市計画区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (1)おいらせ町手数料条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案			現行						
別表(第2条関係)			別表 (第2条関係)						
種類	種類 単位 金額					 類	単位	金額	
(40) 都市計 開発行為許可	主として自	目己の居住		(40)	都市計	開発行為許可	主として自	己の居住	
画法(昭和4 申請手数料	の用に供う	トる住宅の		画法	등(昭和4	申請手数料	の用に供す	る住宅の	
3年法律第10	建築の用に	二供する目		3年泊	法律第10		建築の用に	供する目	
0号) 第29条	的で行う関	開発行為		0号)	第29条		的で行う開	発行為	
第1項の規	開発区域面	面積が0.1ha		第13	項 <u>又は第</u>		開発区域面	i積が0.1ha	
定に基づく	未満の場合	今 8,600円		<u>2項</u> (の規定に		未満の場合	8,600円	
開発行為の	開発区域面	面積が0.1ha		基づく開発		開発区域面	i積が0.1ha		
許可の申請	以上0.3ha	未満の場合		行為	の許可		以上0.3ha=	未満の場合	
に対する審	22,000₽	3		の申	請に対		22,000円	ı	
查	開発区域面	面積が0.3ha		する	審査		開発区域面	i積が0.3ha	
	以上0.6ha	未満の場合					以上0.6ha=	未満の場合	
	43, 000₽	7					43,000円	i	
	開発区域面	面積が0.6ha					開発区域面	i積が0.6ha	
	以上1.0ha	未満の場合					以上1.0ha表	未満の場合	
	86, 000₽	7					86,000円		
	開発区域面	面積が1.0ha					開発区域面	i積が1.0ha	
	以上3.0ha	未満の場合					以上3.0ha=	未満の場合	
	130, 000	円					130, 000	円	
	開発区域面	面積が3.0ha					開発区域面	i積が3.0ha	
	以上6.0ha	未満の場合					以上6.0ha=	未満の場合	
	170, 000	円					170, 000	Э.	
	開発区域面	面積が6.0ha					開発区域面	i積が6.0ha	
	以上10.0h	a未満の場					以上10.0ha	未満の場	
	合 220,0	00円					合 220,00	00円	
		面積が10.0h					開発区域面	i積が10.0h	
	a以上の場	合 300,00					a以上の場合		
	0円						0円		
	主として、	住宅以外					主として、	住宅以外	
	の建築物で						の建築物で		
	務の用に使						務の用に供		
	の建築又に						の建築又は		
	務の用に供						務の用に供		
	工作物の発						工作物の建		
	供する目的	りで行う開					供する目的	で行う開	

改正案		現行
発行為	,	発行為
	基域面積が0.1ha	開発区域面積が0.1ha
未満の	場合 13,000	未満の場合 13,000
		円
開発区	域面積が0.1ha	開発区域面積が0.1ha
以上0.	3ha未満の場合	以上0.3ha未満の場合
30,0	000円	30,000円
開発区	域面積が0.3ha	開発区域面積が0.3ha
以上0.	6ha未満の場合	以上0.6ha未満の場合
65, 0	000円	65,000円
開発区	基域面積が0.6ha	開発区域面積が0.6ha
以上1.	0ha未満の場合	以上1.0ha未満の場合
120,	000円	120,000円
開発区	基域面積が1.0ha	開発区域面積が1.0ha
以上3.	0ha未満の場合	以上3.0ha未満の場合
200,	000円	200,000円
開発区	基域面積が3.0ha	開発区域面積が3.0ha
以上6.	0ha未満の場合	以上6.0ha未満の場合
270,	000円	270,000円
開発区	基域面積が6.0ha	開発区域面積が6.0ha
以上10). 0ha未満の場	以上10.0ha未満の場
合 34	10,000円	合 340,000円
開発区	基域面積が10.0h	開発区域面積が10.0h
a以上	の場合 480,00	a以上の場合 480,00
0円		0円
その他	」の開発行為	その他の開発行為
開発区	域面積が0.1ha	開発区域面積が0.1ha
未満の	場合 86,000	未満の場合 86,000
円		円
開発区	域面積が0.1ha	開発区域面積が0.1ha
以上0.	3ha未満の場合	以上0.3ha未満の場合
130,	000円	130,000円
開発区	域面積が0.3ha	開発区域面積が0.3ha
以上0.	6ha未満の場合	以上0.6ha未満の場合
190,	000円	190,000円
開発区	[域面積が0.6ha	開発区域面積が0.6ha
以上1.	0ha未満の場合	以上1.0ha未満の場合
260,	000円	260, 000円
開発区	域面積が1.0ha	開発区域面積が1.0ha

	改正多				現 行	
		以上3.0ha未満の場合				以上3.0ha未満の場合
		390,000円				390,000円
		開発区域面積が3.0ha				開発区域面積が3.0ha
		以上6.0ha未満の場合				以上6.0ha未満の場合
		510,000円				510,000円
		開発区域面積が6.0ha				開発区域面積が6.0ha
		以上10.0ha未満の場				以上10.0ha未満の場
		合 660,000円				合 660,000円
		開発区域面積が10.0h				開発区域面積が10.0h
		a以上の場合 870,00				a以上の場合 870,00
		0円				0円
略				略		
	<u> 地域以外</u>	46,000円		(42) 都市計		46,000円
	おける建築			画法第41条		
第2項ただし物の				第2項ただし		
	青手数料			書の規定に		
基づく建築				基づく建築		
物の建築の				物の建築の		
許可の申請				許可の申請		
に対する審				に対する審		
查						
略		A		略 4.0		
		<u>イ</u> 承認を受けよう		(44) <u>都市計</u>		敷地の面積が0.1ha未
		とする者が行おう				満の場合 6,900円
)承認申請	とする開発行為				敷地の面積が0.1ha以
づく開発許 手数	<u> </u>	が、主として自己		に基づく建		上0.3ha未満の場合
可を受けた		の居住の用に供す		<u>築等の許可</u>		
地位の承継 の承認申請		る住宅の建築の用 に供する目的で行		の申請に対	申請手数料	敷地の面積が0.3ha以
				<u>する審査</u>		<u>上0.6ha未満の場合</u> 39,000円
<u>に対する審</u> <u>査</u>		<u>うものである場合</u> 1, 700円				<u>59,000円</u> 敷地の面積が0.6ha以
		<u>1,700円</u> ロ 承認を受けよう				上1.0ha未満の場合
		<u> よする者が行おう</u>				69,000円
		<u>とする開発行為</u>				<u>99,000円</u> 敷地の面積が1.0ha以
		が、主として、住				上の場合 97,000円
		※、エこして、正 宅以外の建築物で		(45) 都市計	- 開発許可を受	
		自己の業務の用に		(457 都115頁 画法第45条		
		供するものの建築		の規定に基		
		又は自己の業務の		づく開発許		が、主として自己

改正条	Ŝ	現行			
	用に供する特定工	可を受けた	の居住の用に供す		
	作物の建設の用に	地位の承継	る住宅の建築の用		
	供する目的で行う	の承認申請	に供する目的で行		
	ものであって、開	に対する審	<u>うものである場合</u>		
	発区域の面積が1.0	查	<u>1,700円</u>		
	<u>ha未満のものであ</u>		<u>ロ</u> 承認を受けよう		
	<u>る場合</u> <u>1,700円</u>		とする者が行おう		
	ハ 承認を受けよう		<u>とする開発行為</u>		
	とする者が行おう		<u>が、主として、住</u>		
	とする開発行為		<u>宅以外の建築物で</u>		
	が、主として、住		<u>自己の業務の用に</u>		
	宅以外の建築物で		供するものの建築		
	自己の業務の用に		<u>又は自己の業務の</u>		
	供するものの建築		<u>用に供する特定工</u>		
	<u>又は自己の業務の</u>		作物の建設の用に		
	用に供する特定工		<u>供する目的で行う</u>		
	作物の建設の用に		<u>ものであって、開</u>		
	供する目的で行う		発区域の面積が1.0		
	ものであって、開		<u>ha未満のものであ</u>		
	発区域の面積が1.0		<u>る場合</u> <u>1,700円</u>		
	<u>ha以上のものであ</u>		ハ 承認を受けよう		
	<u>る場合</u> <u>2,700円</u>		とする者が行おう		
	<u> </u>		<u>とする開発行為</u>		
	とする者が行おう		が、主として、住		
	とする開発行為		<u>宅以外の建築物で</u>		
	<u>が、その他のもの</u>		自己の業務の用に		
	<u>である場合</u> <u>17,00</u>		<u>供するものの建築</u>		
	0円		又は自己の業務の		
(45) 都市計 開発登録簿の			用に供する特定工		
<u>画法第47条</u> <u>写しの交付手</u>	<u>つき</u>		作物の建設の用に		
<u>第5項の規定</u> 数料			<u>供する目的で行う</u>		
に基づく開			ものであって、開		
<u>発登録簿の</u>			<u> 発区域の面積が1.0</u>		
<u>写しの交付</u> (13) ************************************	N 14		<u>ha以上のものであ</u>		
	<u>敗地の面積が0.1ha未</u>		<u>る場合</u> 2,700円		
	<u> </u>		ニ 承認を受けよう		
の2に規定する特例許可申			とする者が行おう		
	<u>上0.3ha未満の場合</u>		とする開発行為		
制限地域内 1	18,000円		<u>が、その他のもの</u>		

No. 1 and 1	
における特敷地の面積が0.3ha以例許可申請上0.6ha未満の場合に対する審39,000円査敷地の面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合69,000円敷地の面積が1.0ha以上の場合上の場合97,000円	である場合 17,00 0円 (46) 都市計 開発登録簿の 画法第47条 写しの交付手 つき 第5項の規定 数料 に基づく開 発登録簿の 写しの交付

(2)おいらせ町公園条例 新旧対照表 (抜粋)								
改正案			現行					
別表第1 (第2条関係)		月	別表第1 (第2条関係)					
(1) 都市公園	(1) 都市公園		(1) 都市公園					
名称	位置			名称	位置			
略			略					
下田公園	下田公園 おいらせ町向山南・山 崎・西後谷地・中平下		八戸北	丘陵下田公園	おいらせ町向山南・山			
					崎・西後谷地・中平下			
長根山地内					長根山地内			
別表第3(第25条関係)		另	川表第3	(第25条関係)				
名称	公園の名称			名称	公園の名称			
略			略					
下田公園テニスコート	下田公園		下田公	園テニスコート	八戸北丘陵下田公園			
下田公園野球場	下田公園		下田公	園野球場	八戸北丘陵下田公園			

下田公園多目的グラウ

下田公園キャンプ場

ンド

八戸北丘陵下田公園

八戸北丘陵下田公園

下田公園多目的グラウ

下田公園キャンプ場

ンド

下田公園

下田公園